

岐阜県建設工事発注標準

(平成13年7月1日工検第107号)

(目的)

第1 この要領は、県の発注する建設工事の請負契約を締結する場合における一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の見積に参加する建設業者の等級格付に必要な事項を定める。

(等級格付)

第2 建設工事及び建設業者の等級格付は、工事費及び建設業者の総合点数により、次のとおりとする。

1 土木一式工事

等級格付	予 定 価 格	総 合 点 数
A	4,000万円以上	930点以上
B	1,500万円以上～4,000万円未満	750点以上～929点以下
C	1,500万円未満	749点以下

2 建築一式工事

等級格付	予 定 価 格	総 合 点 数
A	5,000万円以上	790点以上
B	2,500万円以上～5,000万円未満	720点以上～789点以下
C	2,500万円未満	719点以下

3 電気工事

等級格付	予 定 価 格	総 合 点 数
A	2,000万円以上	750点以上
B	600万円以上～2,000万円未満	640点以上～749点以下
C	600万円未満	639点以下

4 管工事

等級格付	予 定 価 格	総 合 点 数
A	2,000万円以上	750点以上
B	600万円以上～2,000万円未満	640点以上～749点以下
C	600万円未満	639点以下

5 前各号に定める建設工事以外の建設工事については、必要に応じ、各部において等級格付を設けることができる。

6 等級格付を設けない建設工事については、土木一式工事に準じて扱うこととする。

(客観点数)

第3 客観点数は、建設業法に基づく経営事項審査の総合評点とする。

(総合点数)

第4 総合点数は、第3に定める客観点数に岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領に基づく主観点数を加えた点数とする。

附 則
この要領は平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成 9年 7月22日から施行する。

附 則
この要領は平成11年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成13年 7月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成14年11月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成16年 6月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成18年 5月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成21年 7月15日から施行する。